

回 答 趣 旨

■社会資本整備に必要な公共事業予算の増額、安定的かつ継続的な確保

■平成30年度予算の前倒し発注と、その後の大型補正予算の編成

今後の社会資本整備については、厳しい財政状況の下、ストック効果を重視した公共投資により経済成長を図り、経済再生と財政健全化の双方を実現するため、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保するよう努めて参ります。

補正予算に関して、政府として編成についての方針が決まったとは承知をしておりません。当面は今年度予算の円滑かつ着実な執行に最大限取り組んでいきたいと考えています。

■地域建設業の受注機会の確保

関東地方整備局としても、地域の建設業は社会基盤整備、維持修繕の担い手であると同時に災害時においては地域の守り手であり、工事発注においても将来にわたる品質確保や災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮が必要と認識しています。

関東地方整備局では、総合評価落札方式において、地域企業がより参加しやすいよう、“地域精通度”や“地域貢献度”を高く評価する「地域密着工事型」や災害対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」を設定しており、平成30年度においてもこれらの取組を引き続き実施して参ります。

また、併せて国発注工事の実績がない企業でも、都県政令市発注の工事実績を評価する「自治体実績評価型」や簡易な施工計画のみを評価対象とする「技術提案チャレンジ型」の試行工事にも引き続き取り組んで参ります。

■施工時期の平準化

施工時期の平準化について、関東地方整備局では、「平成30年度までに平準化率0.9以上の達成」を目標として設定し、鋭意取り組んでいるところで

す。具体的には、年度当初に事業が少なくなることや年度末における工事完成時期・履行期限が過度に集中することを避けるため計画的な発注に努めるとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、状況に応じ繰越制度や2カ年国債を活用することにより、適切な工期の設定、適切な経費の算出等に取り組んでおります。平成30年度においては、平準化を目的とした2年国債を、前年度のおおよそ1.7倍に拡大し、昨年度と同様にゼロ国債を設定するなど計画的な工事発注に努めていきます。

また、県、市町村における平準化の取組については、本年7月17日に開催した国や地方公共団体等の発注機関で構成される「関東ブロック発注者協議会」の幹事会において、各発注機関が平準化等の目標設定し推進していくよう申し合わせたところです。このほか、受注の平準化に活用いただけるよう、各発注機関の「発注見通し」を都県の地区単位で統合し公表を行っており、千葉県内においては、地区単位を5地区とし、平成30年7月からは国、特殊法人、県のほか30の市町村が参画して統合公表を行っています。

今後においても、県と連携し、参画機関の拡大を図って参ります。

■提出書類の簡素化(『工事書類スリム化ガイド』の徹底)

「土木工事書類スリム化ガイド」は、不必要な書類等を作成しても工事成績では評価しない、書類の見栄えが工事成績に影響しないこと等を明記しています。発注者としては、工事監督職員、技術検査官等を対象とした研修や連絡会議等において、工事書類の簡素化に努めるよう周知するとともにホームページへの掲載及び工事関係者へ配布説明を行っています。

また、平成30年6月に「土木工事書類作成マニュアル」について改定を行い、作成不要な書類の明示、受発注者間における工事書類の作成者の明示、及び工事検査時に確認する書類の明示等を行い、ホームページへ掲載するとともに、各事務所に通知し、監督職員及び受注者に周知を行っています。

今後も引き続き、工事書類の簡素化に努めるとともに受注者の作業負担軽減に向け検討して参ります。

回 答 趣 旨

■『改正品確法』の地方自治体への徹底

改正品確法の地方自治体への浸透については、本年7月17日に開催した「関東ブロック発注者協議会」の幹事会において、地方自治体も含めた各発注機関において「品確法運用指針」の浸透を図ることを申し合わせたところです。千葉県においては、本年8月に開催予定の「千葉県発注者協議会」において、千葉県や市町村のニーズも踏まえながら運用指針の趣旨説明等を予定しております。

また、「関東ブロック発注者協議会」では、品確法運用指針で定められている各発注関係事務の取組状況（予定価格の適正な設定や適切な工期設定及び設計変更等）を「全国統一指標」に基づき定期的に調査し、昨年12月より公表しております。なお、これまでの調査では、市町村の取組状況は都県ごとに集計した数値や割合での公表としていますが、今年度より、各市町村が各々の取組の進捗をより明確に確認出来るよう、市町村毎の調査結果も含め公表していく方針としています。

このほか、関東地方整備局の独自の取組みとして、市町村を直接訪問しての出前講座や要請活動を実施しているとともに、都県と連携して、品確法運用指針で求めている発注関係事務に関する話題等国、地方公共団体の代表的な取組みを紹介した「発注者ナビ」を本年3月から市町村に配信を開始したところです。

今後も都県と連携し、取組が遅れている市町村への支援方策を検討していくとともに、様々な機会を通じて地方自治体への運用指針の浸透を図ってまいります。